

1995年度修士学位請求論文要旨

配当課税における公平性

——主として二重課税調整方式に関する考察——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 及 川 征 昭

はじめに

1章 二重課税調整問題

- 1節 転嫁と負担調整問題
- 2節 法人の性格論（擬制説と实在説）
- 3節 配当課税調整の必要性

2章 配当課税調整方式の検討

- 1節 アメリカ財務省報告書での調整方式
- 2節 わが国現行調整方式の問題点

3章 留保所得課税と完全統合方式

- 1節 完全統合方式の問題点
（組合・キャピタルゲイン・カーター方式）
- 2節 留保所得に対する課税

むすびにかえて

現在多数の国において、法人に対してその所得に課税する法人税が存在する。しかも先進資本主義諸国においては租税収入上、法人税は極めて重要な地位を占めているのが普通である。従って、法人に課税して多額の租税収入をあげることは、租税制度の実際面からはなんらの疑問のないところといえよう。国税収入にしめる法人税収の割合を比較すると、わが国は25%程度と諸外国に比べて非常に高く、法人税収のウエイトはOECD諸国の中でも特に大きなものになっている。日本の法人税の税制に占める比率の高さを考えると、法人税制を変更した場合などの経済に与える影響は大きいと考えられる。主要先進諸国においては80年代に入り課税ベースの拡大と税率の引下げが行なわれるなか、日本の法人所得課税の実効税率は相当高い水準にとり残された。先般の抜本的税制改革によって税率が引き下げられたが、国際競争力、法人企業の海外移転による経済の空洞化を防ぐという観点から、今後の法人税改革の方向も税率の引下げと課税ベースの拡大であると考えられる。しかし、法人税体系のより立ち入った議論や改革の方向は、あまり論議されていない。

理論上において、法人税の根拠ないしその性格については、法人の所得が分配された場合に株式配当に対して課される個人所得税との関連を、どう考えるかをめぐっては論議の多いところである。経済的にもその一単位として活動している法人の特殊な性格を基礎としてそれに対して課税をなし得るとし、独立して課税して調整をとらないものと、経済的にみて二重課税が存在するとして調整をとるものがある。欧米における動向をみても、調整をとる擬制説ないし統合論と、統合反対論あるいは独立説との対立は結論をえていないのが現状である。しかし、資本主義諸国の法人税制は統合型法人税への移行の傾向を強めているようである。

我が国ではシャウブ勧告以来法人税の課税所得計算において、いわゆる法人擬制説を基本的に維持してきた。つまり法人税と所得税の間の調整を図ることによって二重課税を排除しようとする立場をとってきた。この法人擬制説が完全に成立する条件を抽象的に想定すると、株主すべてが個人株主であり、内部留保されることなく全部配当されるということになるのかもしれない。だが現実には配当性向の低下と内部留保の増大、法人間株式保有の進展、個人株主の減少といった傾向が日本においてはとくに顕著にみられるのであり、そのことは法人擬制説の成立の現実的基盤をいちじるしく狭めている。こうした現状から、法人について二重課税調整は必要ないのであろうかという疑問がでてくる。また、現行制度は配当税額控除であるが、この制度は配当部分にのみ調整が行なわれるものであり、調整される度合も、所得階層間によっては不公平な部分が見受けられる。よって、調整をとる立場をとったばあいに、現行の制度は調整方式として適したものであるのかという点も問題となる。

現段階の株式会社において、大法人あるいは大企業は株主と別個独立の存在という側面と中小法人企業などは株主の集合体といえる側面がある。二面的な性格を持つ法人について、法人擬制説ないし実在説のいずれによっても説明しきれないものがある。しかし、どんなに所有と経営が分離して個人株主の数が低下しようとも法人段階での税負担が一切個人株主に波及しないと考えられない。また、稼得された所得としての源泉は一つであり、分配された同一の所得に対して二重に課税されていることにも変わらない。法人所得は結局のところ株主に帰属するものであり、株主の所得の一部を構成すると考えれば、法人税と所得税の調整は必要である。法人税の転嫁については全く転嫁のないケースから100%の転嫁度まで想定できるであろうが転嫁については経済学的研究によっても安定した結論にいたっていない。専門委員会報告（法人課税に関する専門小委員会報告'86, 3）では一部転嫁を認め部分調整でよいとしているが、現在の控除率（①1,000万円以下の部分については10%、②1,000万円を超える部分については5%）によって調整される割合が転嫁率を正当化する数値を示しているわけでもなくそのような実証的研究もない。わが国の法人税法は税額を損金に算入せず利益を処分する形を取っている。法理論を一貫すれば法人税は直接税であり、株主の受取る所得の一部を成しているとする。

配当に対する超過課税に関して、配当は不労所得であり高所得者に集中しているのだから、重く課税するのは不合理ではないとの主張もある。しかし、超過課税なるものが高所得者よりは低所得者に重いことに注意する必要がある。また、調整されない独立法人課税は、中立性の点でも問題がある。つまり、企業の資金調達形態の選択に介入し株式よりも負債を増加させ、また企業の利益処分介入し配当よりも留保を増加させる。よって、経済的決定に歪みを引き起こさない課税を行なうという観点からも、調整を行わない制度は問題があり、二重課税排除は必要であると考えらる。

配当・留保に調整が行なわれる完全統合方式が、実行上極めて難点が多いため、中小以外のものに現実に採用されたことはない。よって、留保部分について株主の課税所得への帰属が困難である場合、留保されることによりそれが現実に配当されるまでの間の株主段階での課税が遅延することによる配当所得課税の遅延対策として、積立金に対する課税を追加的に課税するものとして留保所得課税を捉える。現在同族会社の一定額を超える留保部分に対する特別税額（一般に留保割合が高く、所得税課税が延期されるため）という制度のみによっているが、同族会社だけの

留保についての問題だけでなく、法人一般の配当所得課税の遅延対策という側面から検討されるべきであると考え。留保所得は利益積立金の取崩を通じて株主のものになるべきであるという面をもつものでもある。このことは、ここ数年の利益が落ちているにもかかわらず、以前と同じ配当金額を維持しようとするための配当性向の上昇、内部留保の取り崩しの現象にもみられる。あるいは、長期的に企業をとらえれば留保分は最終的に残余財産の分配を通じて、株主に帰属すると考えられるからである。

現行の配当税額控除は、シャープ勧告で導入された調整制度（①法人の純所得に対して35%課税、②受取った配当の25%を個人所得税から各株主は控除、③留保利益合計額に1%の利子付加税）の一部であり、法人税相当分として概算的に控除するため二重課税の排除を完全に行っているわけではない。この方式は、二重課税排除の程度が高額所得者ほど大きく低額所得者ほど少なくなり、たとえ還付制度があっても低所得株主よりも高所得株主が有利となる。この方法では、きわめて不完全なものであり調整される度合も所得階層間によっては不公平となる。それと比較してインピュテーション方式（①配当に対する法人税の全部又は一部を加算して税額計算、②株主の税額から加算した額を控除）は、所得段階による二重課税の排除の格差はずっと少なく、低所得者ほど不利という問題がなくなる。

また、92年のアメリカ財務省報告で提案された方法（①法人に一律課税し受取った配当は非課税とする方式、②法人と非法人企業の区別なく、配当〔留保〕と利子を支払い段階で課税し受取り段階では非課税とする方式）が注目を浴びたが、この方式は事実上の源泉分離課税制度であり、経済的中立性と簡素化を特に重視した二重課税排除方式でありその点で評価できる。しかし、配当非課税は個人税率をフラットに近いものにしないと不公平の度合が著しく、現在の日本の税率構造を考えると公平性での問題が大きい。まず、異なる所得階層間の公平な負担調整ということが基本の原理として認識され、企業の資本構成、株式市場等の問題が採り上げられるべきであると考え。公平の観点からみた場合、配当成分に対する調整方式はインピュテーション方式が優れていると考えられる。

環境税の現代的意義

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 北山 光

はじめに

第1章 地球環境問題：概要／持続可能な開発

第2章 環境税導入国の実態：スウェーデン／ノルウェー／デンマーク／フィンランド／オランダ／導入国の実態

第3章 OECD 環境税レポートの基本的論点と評価：基本的論点／評価・検討

第4章 現行租税制度と環境税：租税論の変遷／日本の租税体系の変遷／現行税制と環境税

おわりに

付録 参考文献リスト

現代のように環境問題が大変深刻なものとして認識されている状況の下で、環境政策の一つとして市場メカニズムを利用した経済的手段が検討されている。経済的手段を用いた環境政策にも様々なものがあるが、その一つが環境税である。環境税は環境汚染物質削減へのインセンティブ効果が継続的に期待でき、かつ最も効率的な手段であるとされる。

このような環境税の一例として議論されているのが炭素税である。炭素税は地球環境問題の中でも取り分け解決が難しくかつ深刻な状況にあると考えられている地球温暖化の抑制を目的としており、その大きな原因となっている二酸化炭素を炭素含有量により課税することで地球温暖化抑制に努めようとするものである。このような炭素税を導入している国はまだ少なく、導入にあたっては新税としてのみではなく、追加的な税として既存のエネルギー税制の変更を伴う形で行なわれている。また、現行の租税制度に十分に配慮したものとなっている。しかしながら現在の段階で導入されている炭素税は、国際競争力や産業界などへの配慮等によって様々な控除が設けられており実効税率は相対的に低くなっている。それ故に現段階ではその税収も比較的小さく、当初意図した環境政策目的を達成するような税制とはなっていない。

OECD においても1993年に環境と税制に関する報告がなされた。この報告は、以下のように結論している。第一に税制上の諸問題として、現行税制の基礎である基本原則と可能な限り整合すべきことを前提とした上で、まず税の中立性について、環境税は市場の失敗を是正するように設計されているのならば中立性の基準全体と矛盾することはない。税収の使途特定化に関して、特定化するほうが環境税の受容可能性を高めるとしているが、近年の税制改革の流れに沿うならば使途特定化すべきではない。収入中立に関して、導入される環境税の税収が大きければ大きいほど実際の導入に際しては収入中立に配慮すべきである。公平性の問題に関して、環境税は明らかに分配上の効果を与えるので意図されたインセンティブ効果を損なうことのないような補償の仕組みを創設する形で公平性に配慮しなければならない。第二に、環境税の実際の導入に際しては様々な政策とのパッケージの一部として導入される場合が最も効果的で、また高い水準の課税が必要となるため段階的に導入されるべきである。そして環境上の目的を達成するためには税制がうまく機能しているのか監視するシステムが必要である。第三に、環境問題は地球規模となっているので、国際的に協調した導入の必要性が強調されている。そして国際競争力に関して、

環境税やその他の厳しい環境政策を国際的に協調せず導入することは競争力の低下や汚染の移動をもたらし、その結果として当初意図した環境上の効果を低減させることになる。

この報告は、先進国の立場で環境税の導入に対する包括的、一般的な提言を行ない、また、市場メカニズムを用いた環境税政策について効率という一定の切り口で議論したことが評価できる。また、環境税の基本的性格について明確にしていることも評価できる。環境税の性格に関しては従来外部不経済を内部化するようなピグー的課税として考えられてきた。ピグー的課税は、限界外部費用に等しい単価で課税することで環境汚染削減の純便益が最大になるような汚染削減水準が達成できるという利点と、想定した環境汚染削減水準を最小の社会的コストで達成できるという利点がある。しかしながら、限界外部費用と等しい単価で課税するにはその適用税率の決定に際し全ての排出者の限界排出削減費用に関する完全な情報を必要となるが、その測定は困難であり不確実なものであるためピグー的課税の実現は不可能となっている。そのため、この報告の中ではボーモル=オーツ的課税として環境税を考えていることに注意するべきである。ボーモル=オーツ的課税は想定した環境汚染削減水準を最小の社会的コストで達成することのみを追求するのである。つまり汚染削減による便益を問題とはせず、目標とすべき汚染削減水準を純粋に物質的に決定するのである。ボーモル=オーツ的課税は税率を変更することでそれぞれの汚染排出源の排出量を変化させ総排出量を目標水準に等しくしようとするもので、税率は試行錯誤により決定される。このような課税方法の下でも、限界排出削減費用はどの排出源を取ってみても税率に等しくなる。つまり、社会的コストの最小化の条件である限界排出削減費用の均等化は達成され、環境税によれば少なくとも最小の費用で環境汚染を削減できるという利点を持つのである。このようにピグー的課税とボーモル=オーツ的課税では環境税の基本的性格は異なるため、OECDがどのような環境税を想定しているのか明確にする上で、ピグー的課税ではなくボーモル=オーツ的課税のみを想定していると明言することは意味がある。一方、以下に関してはより深く検討する必要がある。第一は、環境政策の選択基準に関して、環境保全の有効性、経済効率、公平性、実行可能性、受容性の5つのみでは不十分である。国際的協調の必要性や国際競争力等の問題の存在を明らかにしている以上、それらに関する基準も必要なのではないか。第二は、この報告の中では市場メカニズムの利用についてのみ言及されているが、直接規制を補完するような政策パッケージとして具体的に検討されるべきである。例えば、現在環境基準、騒音基準、製品規格等によって計画された直接規制がどの程度有効に機能しているか検討し、その上でどのように直接規制を変更しどのような経済的手段を用いれば有効に機能していない部分について補完できるか検討することがより現実的ではないか。第三は、国際的協調の必要性が強調されているが、より環境に配慮した政策を各国が選択するように勧告すべきである。国際的に協調した環境税を導入することのみが重要なのではなく、各国が国内事情に応じた環境政策を選択することがより効率的な場合もあるのである。第四は、環境税は環境を保全するという配当と、既存の税が持つ労働力供給や貯蓄等に対する歪みを是正するという配当の「二重の配当」を生むようなものとされている。「二重の配当」は既存の税が歪みを生み出し、環境税収入によってそれらの税が軽減された場合のみに成り立つのである。歪みを生み出さないような租税が実現されている場合には「二重の配当」は成立しないので、「二重の配当」を理由として環境税の受容可能性を論じるには限界がある。

以上のように OECD の報告の中で包括的に提言されている環境税が現行税制の中でどのような性格を持ちどのように位置付けられるかは今後の税制を考える上で重要な問題である。租税はその時代の経済や社会に適応したものでなければならず、今後は持続可能な開発を実現するような租税が模索される中で、環境税は持続可能な開発を目指さなければならない今後の社会に適応した租税であると言える。環境税は現在までの租税とは大きく異なった性格を持っている。まず第一に、課税対象に対する考え方が違う。現行税制ではグッツ（Goods）を課税対象としていたが、環境税ではバズ（Bads）を課税対象とするのである。一般的な税は促進効果と抑制効果を持っている。あまりにも高い税率でグッツに課税することは各個人に労働や貯蓄を控えさせ、結果として経済活動を抑制させる効果をもたらすのである。一方、環境税のようにバズに課税することは、短期的にはエネルギーコストの上昇等のマイナス効果が現れるが、長期的にはより環境保全型の社会となることが期待できる。つまり、環境は経済活動の前提となっている以上、将来的には経済活動の促進につながるのである。第二の相違として、課税原則が挙げられる。環境税が汚染削減のインセンティブとして導入され、より効率的に機能するためには、現行のような応益原則や応能原則のみではなく、汚染者負担原則にも配慮すべきである。汚染者負担原則とは、環境破壊の原因者が環境汚染削減費用を負担しようというものである。インセンティブ効果を期待する以上この原則が前提となる。しかしながら汚染者負担原則には限界があることに注意しなければならない。多くの場合想定されているように環境税が間接税として導入された場合、生産者は租税を価格に転嫁することが予想され、最終的には製品の消費者が租税を負担することになり、公平性について問題が生じる。この転嫁は特に低所得層に大きな影響をもたらし、かなり逆進的な課税となると考えられるので、例えば所得税減税や社会保障の充実などの政策とのパッケージを考える必要がある。また環境税導入による租税体系への影響についても十分に配慮すべきである。環境税は新たな財源調達手段として導入されることを前提とはしていないので、収入中立に配慮すべきである。収入中立に配慮すれば、例えば所得税減税や既存の間接税減税などの政策がなされるべきである。

この論文の中では、環境税の現代的性格についてはある程度把握し問題点を指摘できたが、そのような環境税を実際の租税制度にどのように組み込み、またその結果として租税制度がどのように変化するのかについては言及できなかった。環境政策としての環境税の性格についてのみではなく、今後は租税としての環境税の性格についてもより深く掘り下げ、現実的に導入可能なものなのかを検討する必要がある。現在も環境破壊は刻一刻と深刻になっているので早急に政策を講じなければならないが、その対策の一環として環境税は今後も更に検討しなければならない。

総合課税における有価証券譲渡益課税について

——ロックイン効果の解消を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 城門哲也

はじめに

第一章 日本における、現行証券税制とロックイン効果についての考察

第一節 日本の株式市場の特徴—総合課税の必要性—

第二節 現行制度—「原則課税」—の再検討

第二章 各国の未実現キャピタル・ゲイン（ロックイン効果）への対処

第一節 各国の制度と長期キャピタル・ゲインへの対応

第二節 アメリカのキャピタル・ゲイン課税制度の推移

第三章 今後の方向とロックイン効果の解消法

第一節 ロックイン効果の解消方法

第二節 今後のキャピタル・ゲイン課税の改革にむけての現実的選択

第三節 延納利子税付き総合課税

おわりに

補 捉 納税者番号制度に関する考察

経済成長が鈍化し、高齢化社会の到来が予想されている今日、行政需要が増大しつつある一方でフローに頼っている所得税の税収はそれに対応した増収は見込めないであろう。経済成長が鈍化してゆくことにより、経済におけるフローに対するストックの比率が高まり、資本を多く保有する高齢者の割合が高くなるにつれて経済のストック化が進行してゆくことが予想される。税収確保や不公平税制の是正のためには、政府の採った消費税の導入より、むしろ所得税の歪みを正す意味での資産課税の見直しのほうを優先すべきであった。経済構造が変化し所得源泉が多様化した現在において租税負担の公平を実現するためには、純資産増加説の所得概念に基づいてキャピタル・ゲイン課税を所得税体系の一貫として扱うべきであろう。長期間の累積的な所得であるキャピタル・ゲインを、単一年度に生じた所得に対して課税がなされる所得税において課税するには、理論的にも税務行政上においても多くの困難を含んでいる。キャピタル・ゲイン課税を行うにあたって最大の難点となるのはロックイン効果であると指摘されている。資産の保有期間の引き延ばしは資産の市場への供給を抑制して、効率的な資源配分を阻害する。キャピタル・ゲイン課税を行う際には、このロックイン効果を解消乃至は緩和するような税体系を構築する必要がある。

所得税体系の下でキャピタル・ゲイン課税をなすにあたって大きく二つの方向が考えられる。すなわち、分離課税として扱うか総合課税に算入するかである。現在、世界的な潮流として、キャピタル・ゲインを総合課税に算入する方向に向かっていると見える。資産所得が高所得者層に偏在し、資産所得の相対的重要性が高まってきている現在においては包括的に課税されることが、垂直的・水平的公平を保つ意味でも重要になる。その際に資本の効率的配分を実現するためにも、他の所得や他の金融資産との公平性、中立性を保つ意味でもロックイン効果の解消ないし緩和に役立つ制度を導入する必要がある。ロックイン効果を解消するためには長期のキャピタル・ゲイ

ンほど高い税率で課税することが考えられる。ロックイン効果を避けるためには実現ベースで課税したとしても資産の選択や保有期間にかかわらず、実質的な税負担が同じになるように課税されるようにする必要がある。また、インフレやバンチングもそれぞれについて適当な調整を加える必要がある。

インフレについてであるが、インフレによる名目的所得の増大という現象は、なにもキャピタル・ゲインに限ったものではなく、継続的所得についても同じ問題が生ずる。所得のブラケットの刻みを変更することと同様にインフレの進行の程度にあわせて長期保有資産のキャピタル・ゲインについてだけ部分修正をすればよいであろう。

バンチングについては、税法上の変動所得と同様に累進構造をもつ所得税のもとでは何らかの調整が必要となる。本来はキャピタル・ゲインをそれが発生した期間に配分して、その者の各期間の限界税率で課税する必要があるが、それは不可能である。毎年定額ずつ発生したと仮定する「N分N乗」といわれる方法が適当であろう。

そして、ロックイン効果についてであるが、税金が延納されたという事実に注目すると、その解消法として考えられるのが延納利子税である。これはキャピタル・ゲインが毎年同額が発生したとみなし、実現年度の限界税率で保有期間中の税額を計算して、実現時に利息相当分を併せて徴収するものである。延納利子税付きキャピタル・ゲイン課税の税額は式(1)により計算される。延納利子率をどの様に定めるかについては、現行の税法に規定されている利子率を利用することが考えられる。現行の税制における附帯税として延滞税と利子税が規定されている。延滞税は国税債務の履行遅滞に対する遅延損害的性格を有するため、また利子税の利率は単利であるので延納利子税の計算には適さない。そこで延納利子税独自の利率を定めることが最善と思われる。延納利子税を採用するとき、かなりの長期間保有しつづけたのちに売却した場合、譲渡益税額と延納利子税額の合計が譲渡益を越えてしまうケースがでてくる。この現象を避けるためにも、死亡時におけるみなし課税が必要となってくる。それでもなお、これに該当するケースをどう取り扱うかということも考慮しなければならない。具体的には延納利子税は譲渡益課税とは全く別物であり譲渡益税額と延納利子税額の合計が譲渡益を越えてしまっても仕方ないとするか、譲渡益税額と延納利子税額の合計が譲渡益を越えないように上限を定めておくのかという選択をしなければならない。

延納利子税を徴収するのであれば、当然キャピタル・ロスについても利子相当分の控除を認めるべきであろう。ただし、キャピタル・ロスに利子相当分の控除を認めるこの場合において、普通所得からの全額控除を認めてしまうと、キャピタル・ロスを長期間保有していても政府が資産の運用を規定された利子率で保証することに等しいので、キャピタル・ロスを生じる資産を長期にわたって保有しようというインセンティブが働くと予想される。ロックイン効果の解消を目的とした制度が、結果的に別の意味でのロックイン効果を引き起こすことになるかもしれない。こうした現象を回避するために、キャピタル・ロスを普通所得からの控除を全く認めないとまでせずとも、一定の限度額を設けた普通所得からの控除とすべきであろう。もちろんキャピタル・ゲインからの控除は認め、控除しきれない分については翌年度以降への繰り越しを認めるべきである。

本稿ではキャピタル・ゲイン課税の際に発生するロックイン効果の解消するために延納利子税

の導入を提言したが、国民の多くは所得とは現金のような流動性の高いものと考えており、現金として発生しないものを所得として課税することに対して強い抵抗をもつであろう。延納利子税の導入は国民の理解を得た上でなされる必要がある。また、キャピタル・ゲインを包括的に課税する必要性を述べてきたが、キャピタル・ゲインを即刻総合課税に移行すべきとっているわけではない。まず第一歩として、現行の有価証券取引税の延長線上にある課税制度から、「譲渡益」を正確に補足し、本来の意味での分離課税に移行すべきである。この時、ロックインの解消するのは勿論のこと、総合課税への移行を見越した制度を導入する必要があるであろう。延納利子税を分離課税のもとで採用した場合、保有期間の長さにより1枚の表に示された適用税率により証券会社において源泉徴収が可能となる。その後、検討を重ね総合課税への移行の可否を決定しても遅くはないであろう。重要なことは総合課税への道は残しておかなければならないということである。

$$T = \frac{[tC/N] \{(1+r)^n - 1\}}{r} \quad \dots\dots(1)$$

(Cはキャピタル・ゲイン額、rは利子率とする。tは限界税率、Nは保有年数)

過渡期のチェコ経済

——民営化過程における外資の役割——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 小林 佐和枝

この論文では、資本主義化の途上にある中欧諸国において、資本主義を担う新たな生産関係・経済主体が外資の合併・進出を基盤に生まれ始めていることを、チェコのSkoda自動車公団とドイツ自動車メーカーVolksWagen社との合併を例に明らかにする。

チェコ・ポーランド・ハンガリーの中欧三国の資本主義化の過程は、EUと併せて欧州資本主義の再編過程である。この三国と西欧先進国との関係は深く、民営化過程を見る上でも外資の役割が欠かせない。中でもチェコは旧「社会主義」時代に「東側陣営一の工業国」として栄えた国であり、更にドイツ・オーストリア両国と国境を接するという点で特徴を持つ。

現在チェコの「民営化」は、サービス部門や中小企業については高く評価される一方で、製造業の大規模企業について「形式的に株式会社化しただけで、リストラを回避したツケが今後失業増加などの形でくる」との指摘がある。ところが外国企業と合併を達成した企業では、すでに資本・賃労働関係に基づく利潤指向の経営が開始されている。VWグループの戦略の担い手として活動するようになったVW-Skoda（旧Skoda自動車公団）は、企業内に残る中央計画経済体制以来の慣習を最も劇的な形で駆逐した例のひとつであろう。

先進国企業にとって中欧進出の最大の魅力は安価な労働力にある。しかし中欧各国政府は外国企業の単独進出よりは現地企業との合併を求める。このため進出する企業は合併相手企業の知名度や既存設備の利用可能性を検討し、戦略に見合った場合に合併進出を決定するのである。

合併によって生産の効率化・製品の性能アップが達成されるが、進出する先進国企業は自社の戦略や進出先の投資環境次第で進出先企業・政府と対立する政策を採る場合もある。「合併」とはいえ中欧各国に設備投資力・技術革新力はなく、合併相手である先進国企業に依存しており、実態としては経営権を移譲せざるを得ないため、戦略変更に当たっては中欧諸国側の立場は弱い。この論文で扱うVWも1994年にSkoda社に対し大幅な投資計画見直し・縮小を行っている。（第1章）

外国企業が経営権を取得した場合を除いて、大規模企業に対する政府の影響力は「民営化」後も大きく残されている。政府は、独立機関NPF（国家資産基金）を設立し、金融財政政策に影響を及ぼさない形で民営化省の認可を受けた民営化計画の推進にあたらせた。NPFは株式会社形態に転換された企業の株式の多数を自ら保有することで、「合併」企業化し、負債を抱える企業に対しては救済を行う。NPFは、活動資金を中小企業の売却やバウチャー発行によって賄っているため、一般会計に現れずチェコの金融財政事情を支える貸し手として機能しているのである。またKOB（Konsolidation Banka）は大手商業銀行の不良債権を一括して買い取った。NPF・KOBの両組織は各企業の不良債務と各銀行の不良債権を処理し、倒産寸前の企業を一夜にして収支上の優良企業にかえたが、公的資金を唯一にして最後の貸し手とするこの方法は資本主義的なシステムとはいえない。（第2章第1節）

バウチャー民営化後、NPF、大手商業銀行、大手IC（Investment Company）の三者による

各企業の「株式相互持ち合い」が進展した。ここでも NPF は最大株主となっており、政府は NPF を通じて、各企業の合弁相手選出に判断を下すことが可能になっている。

しかしこの「株式相互持ち合い」によって旧来の「協同組合」的経営組織・企業慣習が解体されつつあることも事実である。多くの場合、旧来の経営者・労働者ら大株主となった NPF や IC に協力的だが、中には自社株式を買い占める行動にでたり、株主連合を組織したりするケースもある。

とはいえ NPF・IC は、合弁・提携相手の斡旋・推薦機能を果たすにすぎず、各企業の経営に参画することで確実に企業行動に資本主義的な変化をもたらすのは外国企業である。今日のチェコの企業「民営化」の過程は、資本主義的化がジグザグに進みながら、かつての「協同組合」的性格とせめぎ合い、それを掘り崩す過程である。(第2章第2節)

中央集権的計画経済体制を放棄した中欧諸国は現在、過渡期社会である。これらの諸国が過渡期的形態であるということは、発展形態を想定してはじめて明らかになる。したがって新たな経済体制＝資本主義の萌芽の存在を明らかにする必要がある。資本主義体制を担う経済主体(資本・賃労働関係)は、中欧諸国に進出する外国企業を基盤に生まれ始めているが、外資との合弁以外の形態による「民営化」達成企業においては、依然として政府の影響力が強く、企業内にも旧システムの経営慣習が残されている。したがって、中・東欧諸国で達成された「民営化」とは、旧システムの解体をもたらしてはいるが、資本主義化の達成を意味するものではない。

今後の課題としては、体制転換以前に形成されたチェコの歴史的条件を明らかにすることを前提として、先進国企業の全ヨーロッパ規模での戦略を明らかにすることが必要であろう。またチェコにおける資本主義化の過程では、小規模企業民営化の影響やサービス部門の発達の意味についても考察対象とすべきだろう。

公共投資・社会資本整備の計量分析

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2年生 齊藤立滋

一国の生産活動や経済成長を支えるものに公的・民間の資本ストックがある。そのストックを形成するフローとして、大きく分けて公共投資と民間投資がある。21世紀の日本経済は確実に高齢社会を迎えると予測されている。今後、限られた財源の中から社会資本整備を進めていくに当たって、社会資本ストックの費用便益について十分な比較検討が必要である。

今日まで、マクロ経済あるいは地域経済の視点で研究が盛んだったのは需要サイドの効果（乗数効果）であり、民間資本との関係（クラウドイング・アウトとクラウドイング・イン）、ひいては社会資本それ自体が生み出す経済効果という供給サイドに力点を置いた研究が充分になされてこなかったように思われる。社会資本の供給サイド効果が注目されなかったのは、短期的な景気変動との関係において総供給を決定するストック量は短期間には大きく変動しにくく、供給面から経済の需要ギャップに大きく影響することはないとみられていたためと思われる。

本論文では、公共投資・社会資本整備の経済効果について、過去の理論・実証分析を整理し、従来の需要サイド・公共投資の短期的効果のみならず、供給サイド・長期的効果に焦点を当てて分析を進めている。そこで、公共投資による社会資本ストック形成が、民間投資とそれに伴う民間資本ストック形成あるいは地域経済にどのような影響を及ぼすかをみる方法として、クラウドイング・アウトとクラウドイング・インの効果を理論面と実証面から検討・分析した。通常、クラウドイング・アウトとクラウドイング・インは、経済の短期的変動＝需要サイドとの関係で議論されることが多い。しかし、ここで論じるクラウドイング・アウトとクラウドイング・インは、新古典派的な枠組みの中で生じる現象として捉えている。すなわち、クラウドイング・アウトとは、公共投資の実施が、民間部門での利用可能な資源を減少させ、民間部門の生産を減少させること、また、消費者は、異時点の消費水準を平均化させることを望むので貯蓄を減少させ、民間投資の減少を生むことを指す。一方、クラウドイング・インは、社会資本の蓄積が民間資本の限界生産性を上昇させ、将来材の相対価格を低下させることにより、貯蓄水準を上昇させ、民間投資の増加を生むことを指す。つまり、社会資本の生産力が変化すると、経済の長期的な経路が変化するが、そのことを民間部門が予想し、それに伴って民間部門が効用の最大化を図るべく、自らの消費・投資を変えていく。

以上の理論分析を経て、今日、マクロ経済レベルで論じられている社会資本整備を、地域の実情にあった議論にするべく、西日本の中核圏である近畿圏に範囲設定して実証分析を行った。具体的には、まず、公共投資が民間投資と民間資本収益率にどのような影響を及ぼすのか、上述の理論モデルから誘導される2つの関数を、時系列データを用いて計測した。1つは民間投資比率関数であり、民間資本ストックとの比率をとった公共投資比率・民間投資比率・民間資本収益率を説明変数としている。もう1つは収益率関数であり、社会資本ストック、民間資本ストックを説明変数とするものである。近畿2府4県の各府県で計測を行い、推計期間は1975～92年である。計測から明らかになったことは、公共投資のクラウドイング・アウト効果が兵庫、京都、大阪といった大都市圏で確認されたことである。このことから、近畿経済圏での公共投資の地域配分は

民間投資の自律性を見極めつつ、奈良・滋賀・和歌山への傾斜配分が一つのシナリオとして考えられる。しかし、地域間配分もさることながら、その中身の目的別配分も充分考慮されなければならない。また、社会資本ストックのクラウドイング・インの効果は、京都・大阪両府で確認された。若干、計測改善の余地が残されているものの、クラウドイング・アウト、クラウドイング・イン効果が確認することができ、従来のクラウドイング・アウト効果だけの議論から、クラウドイング・イン効果も含めた議論へと進める第一歩となった。

次に、公共投資の増加が地域経済にどのような波及効果をもたらすのかを見るために、計量モデルを用いて、上記2つの関数が有意に計測された京都府・大阪府でその2つの関数を組み込んだシミュレーションを行った。公共投資増加シミュレーションは、1986～92年の期間で、毎年1%の増加を想定した。両府における公共投資の増加は、民間投資・民間資本ストックのクラウドイング・アウトを引き起こすが、公共投資のクラウド・イン効果が支出・分配面で表れてくる。だが、生産・雇用面では全体的に減少を引き起こす。これは、民間投資・民間資本ストックの減少が直接反映されていることの表れであるが、さらに公共投資のクラウド・イン効果を見極めるべく、生産・雇用面に投資・資本ストックの変動を反映させる経路の精緻化が今後の課題である。

以上の実証分析の結果から得られた課題は、地域レベルでの中長期的な社会資本ストックの経済効果の見極めと、公平性と効率性のトレード・オフの克服である。従来の傾向では、大都市圏は産業基盤の公共投資が多く、大都市衛星圏は生活基盤の公共投資が多い。本モデルではそういった公共投資の分野別配分を考慮しておらず、公共投資のきめ細かな配分方式を提示するうえでそれらを考慮したモデル分析が必要である。

1986年税制改革以降の合衆国移転価格税制

——無体資産課税の登場とアームズ・レングス基準の変化を中心にして——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2 回生 谷 中 厚 子

はじめに

第一章 合衆国多国籍企業税制の時期区分

第一節 1920年～1986年まで（第1期から第3期）

第二節 1986年以降（第4期）

第二章 レーガン税制改革と『ホワイト・ペーパー』

第一節 レーガン税制改革とスーパー・ロイヤルティ条項の導入

(1) 1981年経済再建税法

(2) 1986年レーガン税制改革

(3) スーパー・ロイヤルティ条項導入の理由

第二節 ホワイト・ペーパーの検討

(1) スーパー・ロイヤルティ条項導入による変化

(2) ホワイト・ペーパーの評価

第三章 アームズレングス価格の算定方法の模索—利益比準法を中心に—

第一節 合衆国におけるアームズ・レングス価格の算定方法の変遷

第二節 OECDレポートにおけるガイドライン作成の動き

第三節 アームズ・レングス基準の変化と合衆国経済

おわりに

今日の世界経済において、多国籍企業の活動はますます国際化・複雑化している。1992年時点で上位100社の多国籍企業だけで、世界のGNPの約15%、ほぼ日本のGNPに匹敵する売上をあげており、多国籍企業の活動が世界経済に極めて重要な役割を果たすようになってきている。

しかし他方では、国家・民族が存在しており、国家がその基本的機能を運営していくためには、租税権を維持していく必要がある。そこで、多国籍企業が、関連した企業グループ内での財・サービスの移転に対して恣意的な価格操作、すなわち利益操作を行うことに対して、国家は課税権を行使し税収を確保しようとする。しかしながら、一方の国家の税収の増加は、他方の国家の税収の減少をもたらすため、両国間での租税摩擦は絶えない。特に近年、主要先進各国における税収不足、世界的な法人税率引き下げ傾向もあり、国家は特に多国籍企業規制強化により税収を確保しようとする傾向が見られる。統一政府による、国際的統一税制が形成されない限り、こうした国家間における問題が調和的かつ完全に解決されることはない。しかし、現段階では政治的統合は進んでおらず、今日における国際課税のあり方を検討することは、将来における国際経済関係あるいは国内経済問題を規定することにもつながるであろう。世界貿易に占める企業内取引の増大により、国際課税の中でも移転価格税制は、企業の利益活動に対する国家の課税権確保及び国家間における課税ベースの配分という問題をより象徴している。

そこで、本稿では、国際課税の牽引役となっている合衆国移転価格税制について、1986年税制改革以降の変化を次の点に注意して検討する。

① 1986年というのは、国内税制改革においても重要な転換期であったが、税制改革全体において国際課税、とりわけ移転価格税制がどのような意味をもっているのか。

② 企業にとって競争力の要となるのは技術であるが、その技術貿易（つまり無体資産の移転）に占める企業グループ内取引の増大に伴い、無体資産課税が非常に重要になっている。そこで無体資産課税の登場によりアームズ・レングス価格（関連会社間における取引価格を独立の関係にある非関連者間取引価格を基に算定した価格）算定方法はどのように変化したのか。また、アームズ・レングス価格算定方法の変化は合衆国経済とどのように関係するのか。

第一章では、アメリカ多国籍企業税制の歴史を概観した。1970年代後半に産業の空洞化に直面した合衆国では1980年代には情報化時代を向かえ、ハイテク時代が到来していた。産業構造の変化の中、合衆国が経済的優位を保つものは、まぎれもなく「技術」であった。そこで無体資産課税が問題となってきた。また、外国企業による対米直接投資の増大により、それ以前は合衆国企業の海外進出に伴う課税が問題となっていたのとは異なり、米国に進出する外国企業に対する課税へと問題が移ってきた。すなわち、産業構造の変化から、1986年以降の合衆国移転価格税制が無体資産課税と外国企業課税強化という二点で特徴付けられることを明らかにした。

第二章では、1986年に導入されたスーパー・ロイヤルティ条項は、無体資産を低いロイヤルティで海外へ移転するというインセンティブをなくすこと、無体資産から生じる所得を正確に捕捉し課税を行うことによってその他の所得との中立性を保とうとした点で、公平・中立・簡素を掲げた1986年レーガン税制改革の意向と合致していると評価した。導入の理由については、議会における立法理由と二つの執行面に関する報告書から検討を行い、第三者間取引価格を見付けだすことが困難で「その他の方法」の使用によって調整を行うことが多くなっていること、特にユニークな無体資産については企業グループ外に移転されることがほとんどないため、一層困難であることを明らかにした。さらに、1988年財務省報告書『ホワイト・ペーパー』において説明されている無体資産の評価方法（取引価格ではなく利益に着目する方法）を説明し、具体的にはスーパー・ロイヤルティ条項の導入により販売活動をしな海外製造子会社については、委託製造子会社とみなし製造活動に帰属する所得以外はすべて親会社に配分されるという考え方ができるようになったことを例を挙げて示した。またアームズ・レングス利益に着目することは、企業の総収入はその企業のすべての生産要素が稼得する市場での利益の合計に等しいというマイクロ経済理論を用いることにより可能であるとするホワイト・ペーパーにおける議論を解説した。

さらに、第三章では、アームズ・レングス価格の算定方法についての合衆国での最近の変化（1992年規則案→1993年暫定規則→1994年最終規則）と、OECD諸国におけるガイドライン作成の動きを比較し、双方ともベスト・メソッド・ルールを採用し、文章による証明を要求している点、利益比準法を最後の手段として位置付けている点では一致するが、合衆国では利益比準法に傾斜する傾向が強いことを示した。

そして、次のような結論に至った。無体資産課税と外国企業課税強化は、合衆国にとって課税権の確保であると共に、無体資産の保護を税法上示したあるいは外国企業に課税のターゲットを向けたという意味で合衆国の自国企業競争力強化政策の一環と見られる。しかし、利益比準法は「みなし課税」であり、企業の内部まで政府が把握しようとする多国籍企業規制である。特に、外国企業課税強化は他国の課税権侵害につながることもある。今後の移転価格税制改革にとって

必要なことは、各国間での課税競争ではなく協調であり、移転価格調整方法について国際的にコンセンサスを形成していく必要がある。

最後に、本稿では、国家間における課税ベースの配分問題について検討を行うことができなかった。この問題について、マスグレイブは、「経済の論理からは、源泉地国において稼得された一切の所得は統一的課税、すなわち『単一所得一課税』の準則に服すべきだ」と、原則的には企業利益は源泉地国において全額課税の対象とするという立場を示し、その根拠としてナショナルレנטルと分配的配慮を持ち出している。資本輸出国・資本輸入国における一人当たりの所得に応じて国際的な統一税率を適用しようとしたこの考え方は、理論的には非常に興味深い⁸、実行の可能性は乏しく、未だこの問題は解決されていない。これについては、今後の検討課題とした。

外形標準課税と地方消費税の競合関係についての検討

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 升 田 博 之

我が国の事業税は地方税中の約4割を占めるという基幹税的な役割を担っている。しかし、現行事業税の課税ベースは基本的に所得となっており、このことから種々の問題が発生している。例えば、事業税の性格は応益課税とされ、赤字法人に対しても担税を求めるべきであるが、所得基準の下では赤字法人課税が行われないことや、所得基準の事業税は景気の動向に左右されやすく事業税収を不安定にしていること等々が挙げられる。このような所得基準の事業税が内包する問題点を解決すべく登場したのが「外形標準課税」議論である。すなわち、外形標準（一般的に所得型付加価値が最適と言われる）を課税ベースとして事業税を課せば、所得基準の下での問題点を是正できると唱えられたのである。

我が国政府税制調査会（以下、税調）において外形標準課税問題が最初に提起されたのは昭和39年の長期答申であり、昭和43年の長期答申では外形標準化に関する具体案を提示するに至っている。しかし、昭和50年代に入り、大型間接税導入議論が登場してくると、外形標準課税はこの大型間接税との関連で語られるようになった。特に、一般消費税導入議論当時は、国税一般消費税の地方への配分を「地方消費税」（道府県税）の形で行おうとしており、地方消費税の導入は外形標準課税問題を解決するものであると考えられた。すなわち、外形標準課税と地方消費税は税の性格上共通し二者択一的に選択すべきとされ、地方消費税が導入される以上、外形標準課税導入は不必要であるとされたのである。

結果的に一般消費税は廃案となり、その後の売上税導入議論・廃案、そして現行消費税導入へとつながっていくのであるが、当初この消費税の地方への配分は地方消費税ではなく消費譲与税という形になった。そして消費譲与税は地方の独立税とは言えず、外形標準課税問題は別途検討すべきと考えられた。しかし、平成9年4月1日からは消費譲与税に代わり地方消費税が採用されることとなった。したがって、外形標準課税問題は解決したという見解もかなり強い。しかし、現在の税調の議論は以前と一変して、地方消費税を導入しても別途外形標準課税の導入が必要であるとしている。果たして、外形標準課税と地方消費税は競合し二者択一的に選択すべきかどうか。これが本稿の問題意識である。

外形標準課税と地方消費税が共通性を持ち競合すると主張される論拠は、大きく分けて以下の三つが挙げられる。

- ① ともに応益課税とされること。
- ② ともに消費者に転嫁されるのではないかということ。
- ③ 課税ベースがともに付加価値であること。

①についてであるが、まず応益課税としての地方消費税の意味から考えてみたい。地方消費税の課税根拠を応益課税に求めるということは、消費者も道府県の行政サービス享受着であり、その便益に対して何らかの負担を求めるべきだという考え方に基づいている。この際に最も問題となるのは、税の負担者である消費者が消費を行った地域と税収が帰属する地域を一致させるべきかということである。すなわち、原産地原則に基づく地方消費税は税の消費地と帰属地が一致

しないのに対し、仕向地原則に基づく地方消費税では一致する。したがって、地方消費税を応益課税と考える場合、原産地原則と仕向地原則のどちらに基づかせるべきかが問題となるのである。

具体例をあげて考えると、例えば大阪の事業者が東京に財を移出した場合、原産地原則に基づけば東京の消費者が支払う税は大阪に帰属する。他方仕向地原則に基づけば東京の消費者が支払う税は東京に帰属する。ここで、原産地原則に基づく地方消費税を正当化するには、大阪の行政サービス享受した大阪の事業者が、享受したサービスの分だけ財の価格を引き下げて東京の消費者に販売していると考えなければならない。このように考えることによってのみ、東京の消費者が大阪の税を負担する意味が生じる。しかし、現実的には行政サービスの便益により財の価格が低下するという保障はなく、企業が利益として取り込んでいる可能性が高い。したがって、企業を介しての消費者に対する応益課税は不可能であり、東京の消費者が大阪の税を支払う正当性はない。むしろ、東京の消費者が支払う税は東京自身に帰属する方が応益課税として望ましい。結局、地方消費税とは、企業を介した消費者に対する応益課税という企業課税ではなく、消費者自身に対する応益課税としての消費課税である。したがって、税の帰属地と消費地が一致する仕向地原則に基づく地方消費税を採用すべきと考えられ、また現実に採用される地方消費税も実質的に仕向地原則に基づくものと言える。

他方、外形標準課税の応益課税としての性格についてであるが、事業税の負担は究極的には個人に帰着するものと考えられる。すなわち、行政サービスの便益は「配当の増額」や「利益留保の増大に伴う株価の上昇」を通じて株主に帰着するかもしれないし、賃金の上昇を通じて従業員に帰着するかもしれない。したがって、事業税も究極的にはこれらの便益を享受した個人に対して負担を求めべきものと考えられる。ただ、これら個人の便益を正確に測定して課税することは不可能であるため、企業を介した行政サービスの便益の帰着の形態が、企業を介した応益税負担の帰着の形態とほぼ一致するという仮定が想定されるのである。

このように考えると、事業税及び外形標準課税は、企業を介した「事業」（従業員・株主などを含んだ概念）に対する応益課税と捉えられる。したがって、現実に採用される仕向地原則に基づく地方消費税との関連で言えば、地方消費税は消費者に対する応益課税、外形標準課税は事業に対する応益課税となり、両者は競合しないという結論が得られる。しかし、今度は②の消費者転嫁の問題を考えなければならない。何故なら、外形標準課税が前転されるのならばそれは実質的に消費者に対する応益課税となってしまう、地方消費税と競合するのではないかという疑問が生じるからである。

外形標準課税の前転問題について結論的に言えば、外形標準課税は制度的に前転が保障されておらず、一部消費者に転嫁されているとみなすべきだと考える。したがって、応益課税との関連で言えば、外形標準課税は消費者を含む「事業」に対する応益課税と言える。したがって、消費者に対する応益課税たる地方消費税とは一部競合する可能性がある。しかし、ここで注目すべきは外形標準課税は企業を介した応益課税であり、性格的には原産地原則に近い側面をもつ。すなわち、仮に外形標準課税が全額消費者に前転されるとしても、このような外形標準課税は税の帰属地と消費地が一致せず、原産地原則に基づく地方消費税と類似したものとなる。したがって、現実に採用される仕向地原則に基づく地方消費税と外形標準課税は前転問題を加味しても、本質的に競合するものではないと言える。

③の課税ベースの共通性については、これは外形標準課税の課税ベースとして所得型付加価値が最適とされるのに対し、地方消費税の課税ベースは消費型付加価値であるので共通性が高いという議論である。しかし、消費税法を厳密に読むと、消費税の課税ベースは売上高である。我が国の消費税は前段階税額控除制度が仕組みられており、しかも全段階の税率が同じであるので、結果的な課税ベースの金額は、以前に外形標準課税の課税ベースの選択肢の一つとされていた消費型付加価値と同額となるが、外形標準課税の課税ベース選択の主旨である事業の活動規模を図るという意味合いとは異なる。したがって、課税ベースが近似しているという理由だけでは外形標準課税と地方消費税の競合性を導出することはできない。

以上の検討から、本稿は外形標準課税と地方消費税は競合せず、地方消費税が導入された後も外形標準課税導入を図るのが筋だと考える。理論と現実とは異なるという考え方もあると思うが、外形標準課税は地方消費税のような売上税ではない。したがって、地方消費税でもって外形標準課税問題が解決されたと見るのはあまりに乱暴なのではないか。外形標準課税には税負担の変動問題などの弊害も指摘されており、30年以上議論されてきたにもかかわらず未だ導入され得ないが、所得基準と外形標準の併用等の特例措置を講じてでも導入すべきだと考える。

我が国における外国税額控除制度の問題点

——一括限度額方式における控除枠の彼我流用問題を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 柳田健太郎

はじめに

第1章 税制と海外直接投資との関係

日本における海外投資の実態

ハートマンの議論

資本輸出の中立性（外国税額控除制度）か資本輸入の中立性（所得免除方式）か

第2章 日本における外国税額控除制度の概要とその実態

制度の概要

日本における外国税額控除制度の実態

国家財政空洞化への懸念

第3章 彼我流用問題と昭和63年12月抜本改正

我が国における外国税額控除制度の沿革

一括限度額方式による控除枠の彼我流用問題

昭和63年12月抜本改正

抜本改正に残された問題点（不十分である改正内容）

第4章 国別限度額方式とアメリカの一括限度額方式（バスケット方式）

国別限度額方式の検討

アメリカにおける一括限度額方式（バスケット方式の検討）

おわりに

今日の世界経済においては、国境は形骸化し、まさにボーダーレスの時代になっている。資本市場は国際的に統合され、国内資本は、より有利な条件を求め大量に海外に流出している。それに伴い、産業の空洞化という問題が生じている。産業の空洞化は、我が国の生産基盤の弱体化、国内の雇用問題における失業率の上昇等、高齢化社会の到来を今まさに迎えようとしている我が国においては非常に重要な問題であろうと思われる。一方、日本企業の国際化の飛躍的な進展は「日本の税金の海外流出」をも誘発し、税源の海外流出現象という問題を引き起こしており、このことは国家財政の空洞化の危機をも招きかねないと懸念される。このような海外への直接投資の増加には、急激な円高、内外価格差問題、特定産業における規制の強弱、人件費等のコスト、企業の経営戦略等様々な理由が挙げられるであろうが、その一要因として税制が影響していると思われる。

国境を越えてなされる国際取引にあたっては必然的に2カ国以上の課税を受けることになり、ここに国際二重課税を排除する必要がある。国際二重課税の排除方法として外国税額控除方式と所得免除方式とがある。国際課税において最も重要な点は、租税がボーダーレス・エコノミーの時代における世界的規模での事業活動に対して中立性を確保することであろう。経済活動に対して租税が中立的であるとするならば、資源は合理的に配分され世界経済に貢献することになる。ここで、居住地国における中立性（資本輸出の中立性）を満たす制度が外国税額控除制度であり、源泉地国における中立性（資本輸入の中立性）を満たす制度が所得免除方式である。居住

地国における中立性と源泉地国における中立性を同時に満たすことは通常不可能であり、一種のジレンマが生じることになる。したがって、いずれか一方の中立性を採ることになるが、前述のような状況において人為的に資本の流出に対しインセンティブを与えるべきではないし、税収の確保ということを考慮に入れても資本輸出の中立性を満たす外国税額控除制度が採られるべきであろう。

我が国における外国税額控除制度は、昭和30年代後半以降我が国企業の海外経済活動の振興を図るという政策的要請の下で整備されたものを基本的には維持してきたものであった。その概要は、1) 控除の対象となる外国税額は、「外国法人税」であればその全額が控除対象とされ、2) 控除限度額の計算については、全世界所得に対する我が国の算出法人税額に全世界所得に占める国外所得の割合を乗じて控除限度額を計算し、控除対象となる外国税額のすべてをこの限度額の範囲内で控除するという純粋な形の一括限度額方式であり、3) 繰越制度は、控除余裕額及び控除限度超過額の双方についてそれぞれ5年間の繰越しが認められるという企業に対し大いに寛容なものとなっていた。しかし、近年我が国企業の海外進出は当然のこととなり、その国際競争力の強さがむしろ経済摩擦との関連でとらえられる状況すら生じている一方、他方では国民の税負担の公平さに対する関心が著しく高まってきた。その結果、国際二重課税の排除という制度本来の趣旨に基づき（税制調査会昭和61年抜本答申、昭和63年中間答申）昭和63年度抜本改正が行われることになった。具体的には、1) 控除限度額の計算において、控除限度額の計算の基礎となる国外所得から外国で非課税とされる所得の2分の1（平成4年改正後3分の2）を除外し、また控除限度額の計算上、全世界所得に占める国外所得の割合は90%を限度とし、2) 控除対象となる外国法人税額の範囲において、外国の租税のうち所得に対する負担割合が高率であるもの（50%を超える率で課される税等）についてその一部を控除対象とする外国法人税額から除外し、3) 控除余裕額及び控除限度超過額の繰越期間を従来の5年間にそれぞれ3年に短縮する、等である。しかし、抜本改正後においても、我が国における現行外国税額控除制度は以前の問題点を完全に解決できてはおらず、「資本輸出の中立性」が確保されているとは言い難い状況にあると思われる。中でも、控除限度額の計算方法において一括限度額方式を採用しているために、我が国の実行税率を超える高率で課された外国税が他の軽課税ないし非課税とされた国外所得より生じる控除枠を利用して控除されてしまうという控除枠の彼我流用問題は、企業の投資行動に影響を与えるものであり早急に解決されるべき問題である。

控除枠の彼我流用問題に対しては、アメリカではバスケット方式を採用し、我が国では課税対象となった国外所得の50%を超える外国税を除外する等の方法を採用し企業の租税回避行動を防止しようとした。しかし、我が国の抜本改正後の外国税額控除制度は彼我流用問題の解決という意味において大いに疑問の残るところとなっており、また、アメリカのバスケット方式は、我が国の一括限度額方式よりも彼我流用を阻止するものの、未だその他の所得という所得バスケットの中での彼我流用の余地を残しているという点において中途半端なものとなっている。しかもアメリカのバスケット方式は、一括限度額方式の主な利点とされる簡便性を大いに犠牲にしており、複雑な計算手続きを納税者に要求するものとなっている。

そもそも控除枠の彼我流用問題は、控除限度額計算において一括限度額方式を採用しているがために生じる問題である。これに対し、国別限度額方式は控除枠の彼我流用問題を根本的に解決

できる方法である。その導入については手続き的な繁雑さゆえに産業界からの反対の声も多いようであるが、実際にドイツやカナダ等で採用されていることを考えても、また「資本輸出の中立性」が確保されるべき我が国における現状を考慮しても国別限度額方式への移行を図るべきである。

また、我が国における外国税額控除制度は、控除枠の彼我流用問題の他にも、外国法人税の範囲の問題（外国税額控除の対象となる外国法人税の内容が不明確な点が多く、外国法人税の概念や範囲を拡大解釈し乱用される恐れがあること）、国外所得金額の算定の問題（現行の制度では、国外所得は全世界所得のうち国内源泉所得に該当しないものすべてということになっており、弾力的でその算定が企業に有利であると言われている）、その他、間接外国税額控除制度（適用範囲、または外国子会社としての持ち株比率の問題）、また、みなし外国税額控除制度（タックス・スペアリング・クレジット：タックス・スペアリングは内国法人間の税負担の不公平を生ぜしめ「資本輸出の中立性」を人為的に侵すことになるものであり、また、はたしてタックス・スペアリングが発展途上国の経済発展に確実に貢献しているのだろうかという疑問の声もある）等において不明確な点や解決されるべき問題を多く抱えており早急に検討が必要である。

拡大再生産における蓄積率の決定とその意義

——中国「改革・開放」初期段階の再生産論争に関連して——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 李 威

拡大再生産の展開していく過程の再生産表式による分析は、資本主義社会的生産の現実を把握するという課題にとって、重要な意義をもつ。剰余価値の資本への転化——蓄積——を拡大再生産の前提とすれば、上の課題は蓄積が如何に行われるかということに還元される。剰余価値の中に追加資本として蓄積される部分の占める割合が蓄積率であるから、本論文は拡大再生産表式における蓄積率の役割の検討を課題とする。社会年間生産物の総価値を生産手段の価値（C）と賃金（V）、剰余価値（M）とに分解される。さらに年間総生産物の価値的、素材的補填過程を解明するために、総生産物を生産手段と消費手段とに分割されなければならない。生産諸部門について二部門に分割するという事は、労働の二重性把握の視点を総生産物における考察に適用したものである。これら「3価値構成」、「2部門分割」は再生産表式論の基礎範疇である。

マルクスは『資本論』第2部第3篇の中で、基礎範疇に立脚する再生産表式を展開して、「再生産の諸条件」を明らかにしようと試みた。拡大再生産の場合には、 $V_1 + M_{v1} + M_{k1} = C_2 + M_{c2}$ という部門間均衡条件が析出された。しかし拡大再生産の蓄積過程を描述するとき、蓄積率が如何に決定されるかが問題となる。マルクスは「第I部門蓄積率の独自の・先行的決定」という方法を採用したことによって「条件」を析出したが、その前提自体は、利潤追求を唯一の動機としての資本主義的生産の特徴を反映するかどうかについて論争がなされた。更に、拡大再生産の蓄積過程における「均衡蓄積総額」の先行的決定を主張し、それにしたがって両部門の「均衡発展」を捉えようとする分析方法がある。

1970年代末期から80年代前半まで、「改革・開放」政策が実行された初期段階の中国の経済学界において、蓄積率の決定また社会的再生産の両部門の相互関係に関する論争は行われた。当時の中国には、イデオロギーの影響はまだ強く、学術面での国際交流も沈滞していたため、これらの理論論争も、閉鎖的な環境の中に制限されていた。しかし国営経済は社会経済全体の中に優勢を占めていた中国では、理論論争は現実の経済政策を代表する「国民経済計画」の作成にも大きな影響を与えたために、この時期の再生産論争はそれなりの意義があったと思われる。本論文では、この時期における「第2部門の優先的成長理論」或いは「均衡成長理論」を主張する四人の論者の諸説を取り上げて分析また批判を行う。

葛勤龍氏は、「正常蓄積率」という概念を導入して、両部門の「均衡的発展」を維持するために、第2部門の蓄積率を先行的に決定しなければならないとしている。しかし氏の「正常蓄積率」の計算式を分析することによって、それは両部門の成長率が均等する場合、蓄積率の間に存在する一次的関数関係を表すに過ぎなく、「第2部門蓄積率の先行的決定」の根拠にはならないことは明らかになる。

朱家楨氏は、再生産表式の具体的数字例を用いて、両部門の有機的構成が上昇する場合、第2部門の蓄積率を先行的に決定することによって、第2部門の優先的発展が得られることを主張する。しかし氏の方法に従ってえられた表式は、「一時的」拡大再生産表式であるので、氏の諸説

に含まれた誤り、つまり第2部門の蓄積率が優先的に決定される場合、再生産構造それ自体が不安定になることは証明されるのである。

曲東華氏は追加不変資本の中に固定資本部分を含むことを主張し、この新たな想定のもとで、第2部門が優先的に発展すると結論している。氏の諸説の中に追加不変資本全体が固定資本であるという「暗黙的」な仮定が潜んでいる。このような仮定の根拠について、氏は何の説明も与えていないが、仮定自身は不合理であるといわねばならない。拡大再生産が順調に行われるために、いわゆる「拡大再生産の均衡条件」が維持されなければならない。それは第1部門の個人的消費と第2部門の生産的消費との均衡関係を反映するものである。第2部門の生産的消費——特にその追加不変資本部分——の処理方法によって、追加不変資本の中に占める固定資本部分の割合が大であれば、また固定資本の耐用年数は大であればあるほど、第1部門の蓄積率が低下する結果となるのは当然のことである。したがって、このような方法で得られた「第2部門の優先的発展」の結論は人為的、恣意的である。

董寿昆氏は、拡大再生産における部門構成の範囲——余剰生産手段と余剰消費手段の存在条件——を考察し、第1部門蓄積率の先行的決定を否定しようとしている。しかし蓄積率の決定は、拡大再生産の可能範囲以内において、両部門の再生産の相互関係を代表することであって、可能範囲そのものとは、全く別の次元の問題である。したがって、拡大再生産の存在範囲の上限は第2部門の生産に依存することを証明したことは、「第1部門蓄積率の先行的決定」を否定する根拠にはならないのである。

郷鎮企業についての考察

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 鄭 健 喬

1978年末からの中国経済改革の進展の中で、農村工業としての郷鎮企業は中国の農村経済の中で非農業部門として農村経済の振興をはかるとともに、非農業部門の発展による労働力の吸収により中国農村における最大の課題の一つである農業労働力の過剰問題を軽減するという目的をもち、とくにこの目的を人為的な政策の変化に基づいて達成するという点に特徴があるといえる。「郷鎮」とは中国の農村の末端の行政単位である。郷鎮企業とは、農村地域に立地する、個人経営の農家を除く、全ての業種にわたる非国営の企業群を指し、かつての人民公社時代の社隊企業の系譜をひく郷・村営の公営企業に加え、個人経営、共同経営の私営企業、及び公私混合経営企業など、多様な所有形態の企業を含む。経営規模においては、家族のみを従業員とし、ごくわずかの資金しか持たない零細企業から、従業員2,000人をこえ、年間生産額が7億元を上回る家電製品生産工場などの大型企業まで多様で、業種は工業を中心に鉱業、運輸、商業、サービス業（旅館や食堂）の経営など範囲は非常に広いのである。

郷鎮企業の生成と展開の要因は主として三つがある。まず、1978年の中国の改革開放の中で、新農業政策を打ち出したことで、農業の余剰資金はそのまま農村に保留が可能となった。この農村の資金余剰の元々労働力の余剰という「二つの余剰」が結び付いて、郷鎮企業発展の重要な原因となる。次に、農村に潜在する余剰労働力の都市に流出防止と農村の近代化を目的に文化大革命時代に人民公社が経営していた「社隊企業」は今日の郷鎮企業が発展する基礎となっている。この農村工業化の進展の連続性を忘れることはできない。第三に、中国経済体制改革の中で市場原理の導入すなわち「社会主義的な市場経済」への転換を行い、この中で、郷鎮企業の経営活動に対して規制緩和や支援の政策を取ったことが郷鎮企業の発展に大きく寄与したと思われる。特に1984年前後に政府の郷鎮企業に対する積極的な政策変化は郷鎮企業の発展に大きな影響があったと言える。

郷鎮企業は中国経済体制改革が開始された1978年から1993年まで著しい発展を遂げた。この15年間には中国の社会総生産額は約10.8倍と飛躍的な発展をはたしている。この中で郷鎮企業の実生産額が約64倍を伸ばしている。また中国の社会総生産に占める割合は7.2%から43%にもなって、今では中国経済発展の重要な一翼を担うことになった。1978年から1993年までの郷鎮企業が中国社会・経済の中で果たした役割と位置付けを示すと下表の通りである。

	1978年	1993年
社会労働者数に占める郷鎮企業従業員の割合	7.0%	20.5%
農村労働者数に占める郷鎮企業従業員の割合	9.2%	27.9%
社会総生産額に占める郷鎮企業生産額の割合	7.2%	43.1%
農村総生産額に占める郷鎮企業生産額の割合	24.3%	71.0%
国家総納税額に占める郷鎮企業納税額の割合	4.2%	22.3%
国家総輸出額に占める郷鎮企業輸出額の割合	85年 4.8%	41.5%

以上を見ると、郷鎮企業が余剰労働力の吸収、農村社会の繁栄、社会の安定、国民経済の強大、国家財政の貢献など各方面では重要な位置を占めており、郷鎮企業がすでに中国経済発展に対して重要な役割を担っていることが分かる。

しかし、郷鎮企業は急速に成長し国民経済の中で非常に大きな役割を果たしているが、同時にいくつかの解決しなければならない課題も存在する。

まず、地域格差のことである。中国経済には東部沿海地域と中・西内陸部地域格差が存在していることは周知のとおりであるが、郷鎮企業の発展も同じ傾向にある。近年、大都市の近郊と沿海地域の郷鎮企業は目を張らせるほどの発展を遂げているが、しかし中・西内陸部の郷鎮企業の発展はまだ遅れていて、それとの格差は非常に大きい。地域別に見ると大都市・沿海地域である7省3市（北京、天津、上海、江蘇、浙江、山東、広東、遼寧、福建、河北）とそれ以外の内陸部では企業規模、生産額、利潤、輸出額などに大きな格差がある。これは社会不安を起す恐れがある。この地域差の縮小は今後の郷鎮企業の発展の中で解決しなければならない重要な課題である。

次に、零細性のことである。郷鎮企業の発展の中で、企業数、従業員数、生産額などの増加が目立つが、しかし個人企業が激増したことにより零細化傾向がある。1983年に一企業当たりの従業員数が24人から1993年は5人までに減少し、零細企業が林立している。その主要な原因はやはり一企業当たりの従業員数が2.6人という家族経営の個人企業の急激な増加である。現在郷鎮企業全従業員数の45.9%を保有する個人企業は生産額は29%しか占めていない、個人経営企業（零細）と郷鎮経営企業は企業規模の生産性は2.3倍の開きがある。今後さらに外資企業の進出と国営企業の活性化が進み、同一生産品目で市場競争という状況が生じた場合、生産性の悪い零細企業に不利である。また、個人企業は企業規模が小さく分散化しているために資源の有効利用と投資効率の面でも不利である。したがって、今後零細企業の連合・集団化も必然的な道であると推察できる。

いずれにせよ、以上述べたように郷鎮企業はすでに中国経済にとって不可欠あるいは重要な存在となっており、その役割は必ず引き続き重視され、一層発展していくものと推察する。

対外開放と中国経済

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2 回生 呉 以 中

1978年に始まった中国の「改革・開放」は、92年からその新たな段階となる「社会主義市場経済」に移行した。「改革・開放」のもたらした中国経済の変貌と同様、それについての研究も量的には目を見張るものがある。しかし、質的にはまだ満足すべきものではない。さらに研究を進めていく目下重要な課題として、これまで必ずしも理解されたとはいえない中国経済に関する多くの基本的な要素を、各角度からきちんと整理し、究明することであろう。小論は対外開放という角度からその課題に接近してみるものである。対外開放はそれを抜きにして中国経済への分析が成り立たないほど重大な意味をもっているが、日本では相対的に低位に扱われてきた。小論は対外開放の歴史的展開を追跡し、その諸側面を批判的に検討し、および「社会主義市場経済」にとりこまれた動向を解析することを軸に、対外開放と国内経済改革の進展、東アジア諸国の経験などとも有機的に関連づけて議論する。よって、対外開放の中国経済ひいては世界経済における位置づけと意味合いをいっそう明らかにしようとするのだけではなく、中国経済を理解するあるいは研究するために何らかの役立つ材料となることも願っている。

第1章では、対外開放以降と好対照をなすその以前の状況を、主要な対外経済関係である対外貿易関係を中心にふりかえった。政治上の制約を受けたとはいえ、国際貿易のもつ機能はまったく発揮できず、それによる利益もまったく享受できなかった。同じ時期に恵まれた国際環境を最大限に利用して早いペースで近代化に成功した近隣東アジア諸国・地域との間に目立った経済発展の格差が生まれた。この事実は中国経済の対外開放への転換を促し、そして対外開放された中国経済にどんな変化が起きたかは第2章で検証される。

第2章においては、まず従来あった対外開放を国内経済改革と切り離して論じる傾向をあらため、その両面が一体して進行してきた過程とそれに伴うマクロ経済の激しい好不況を「改革・開放循環」と名づけてとらえることにした。つづいて対外貿易の拡大と国際資本市場への関与および外国為替レートの機能といった対外開放の三つの側面に迫った。

中国指導部は対外開放の早い時期から、「沿海地区経済発展戦略」に集約された輸出振興を中心課題に据えた。中国の貿易は世界貿易のほぼ3倍の成長率で拡大してきたが、まだ成長する余地がある。貿易依存度は急速に高まりつつあると一般的に説明されているようであるが、軽率な認識である。貿易収支は赤字と黒字を繰り返し変動してきたなか、巨大な赤字額を累積された。貿易の輸出商品構成にも、輸入商品構成にも工業製品の比重が急上昇してきたが、輸出には付加価値の低い労働集約型製品、輸入には付加価値の高い資本あるいは技術集約型製品が大きく占めた。貿易の地域的集中は、米中貿易摩擦など問題を引き起こした。

対外借款を通じて国際資本市場で主要な借入国となっている以上に、中国の外国直接投資の受入国としての存在が大きくなっている。外資系企業の輸出における比重はますます増大し、それに対する国有企業の競争力強化など改革が急務となっているが、発展途上国の工業化にとって先進国の多国籍企業を中心とする直接投資の果たせる役割には一定の限界がつかまとうことをもっと認識すべきであると指摘した。

94年から二重為替レートが予想以上に早く一本化され、外国為替は市場需給に基づいた単一の管理フロート制に移行した。けれども、中国での外国為替レートの機能をめぐる研究は大幅に遅れている。

第3章は、以上の検証を総括して結論づけられる対外開放の発展のための最大課題である輸出の持続的拡大と、これにかかわる問題として国際社会にはGATT/WTOへの加盟および国内社会には「社会主義市場経済」への移行を取り上げた。輸出の持続的拡大は供給サイドと需要サイドに分けて展望を試みた。GATTへの加盟は貿易制度改革を速め、中国経済の国際経済への統合を促した。市場経済の全面的実施に取り組んだ「社会主義市場経済」は、対外開放にも相応する内容を付け加え、多くの不安定な要素を抱えながらも、やがて成功するとの見通しを私が示した。それを裏づける証拠は小論のなかに求められると考えた。つまり、対外開放された中国経済にみられた諸変化は、国際経済における地位の高まりおよび国際経済との連携の強まりを意味し、中国の市場経済化を成功に導く自信と要件になっているのである。

火力発電の環境規制対策コスト

—環境規制の Cost-Benefit 計測に向けて—

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 3 回生 藤 井 仁

外部性の理論を基軸とした環境政策の流れは、1970年代の中頃アメリカで経済的誘因を用いた環境政策が実施されたことに端を発する。以後、ピグー税や汚染ライセンス権市場といった形を取ったこれらの環境政策は、現在に至るまでその有効性を高く評価されてきた。近年「二重の配当」論を契機として、これらの経済的誘因を用いた政策はより広範に実施される傾向にある。しかし、日本では未だ、アメリカにおける1970年代前半の環境政策—厚生的目的のみを視野に入れた環境政策を行うにとどまっている。

本稿では、日本の環境政策の停滞は Cost-Benefit 計測の欠如が原因であると考えられる。環境政策を実施する上で、総余剰の最大化を視野に入れ、最適な規制水準を決定するには、Cost-Benefit 計測が必ず必要になるからである。

この現状認識から、本稿の目的を環境規制によって生じたコストの計測におく。この計測は上記の Cost-Benefit 計測の一部となるものである。本来は環境政策による余剰の変化を全て計測することが望ましい。しかし、環境政策の benefit を計測するためには、多くの非経済的要因を適切に処理する必要性があり、現時点でそれを行うことは困難である。よって、コスト面に焦点を絞る。

また、本稿では、計測対象を火力発電に限定する。火力発電は汚染負荷強度が高く、環境対策を早期から自主的に行ってきた。この経緯から、環境政策の影響をはかるテストケースとして最も適切であると思われる。

計測手法は Averting Behavior モデルを用いた。このモデルは、市場に明示的に現れない汚染という投入財の費用を、汚染と代替的な他の投入財の費用によって計測しようとするものであり、生産活動における環境規制対策コストの計測に適している。本稿の計測は、生産面に焦点を絞っている。また、火力発電において汚染を一つの投入財と見たときに、それに対する適切な代替材も存在する。これらの理由から、上記のモデルは本稿の計測対象に適しているものと思われる。

本稿ではこのモデルの推計から環境規制対策コストを計測するだけでなく、環境規制による全要素生産性の変化についても分析を行った。

本稿における計測結果から言えることは、

1. 発電の生産面における環境規制対策コストは火力発電の総コストのおよそ5%から10%、85年価格にしておよそ4千億円前後となり、この費用は増加する傾向にある。
2. 火力発電の技術的進歩—コスト削減につながる技術的進歩は計測期間（1977～92）を通じて存在せず、むしろ環境への配慮などからコストは増加する傾向にある。
3. エネルギー集約的である火力発電においても、環境規制や石油ショックを通じてエネルギー節約的・資本、労働使用的な生産構造へ転換した。
4. 火力発電において、エネルギーと資本は基本的に代替関係にある。

この4つである。

増加する傾向にある環境対策コストを補填する資金源の確保や、現在の LNG 依存型発電構造において、来るべき LNG 価格高騰にどう対処するかが今後の火力発電の課題となるだろう。

最後に、本稿の今後の課題について述べておく。本稿は上記の理由から、Cost-Benefit 計測のコスト面に焦点を絞った。しかし、環境規制の総体的影響をはかるためには、benefit 面に関する計測が必要になる。上記の問題点を解決し、完全な形での Cost-Benefit 計測を行うことが今後の課題である。